

新たな大都市制度について

特別区制度(いわゆる「都構想」)のポイント② “特別区と大阪府の役割分担の徹底”

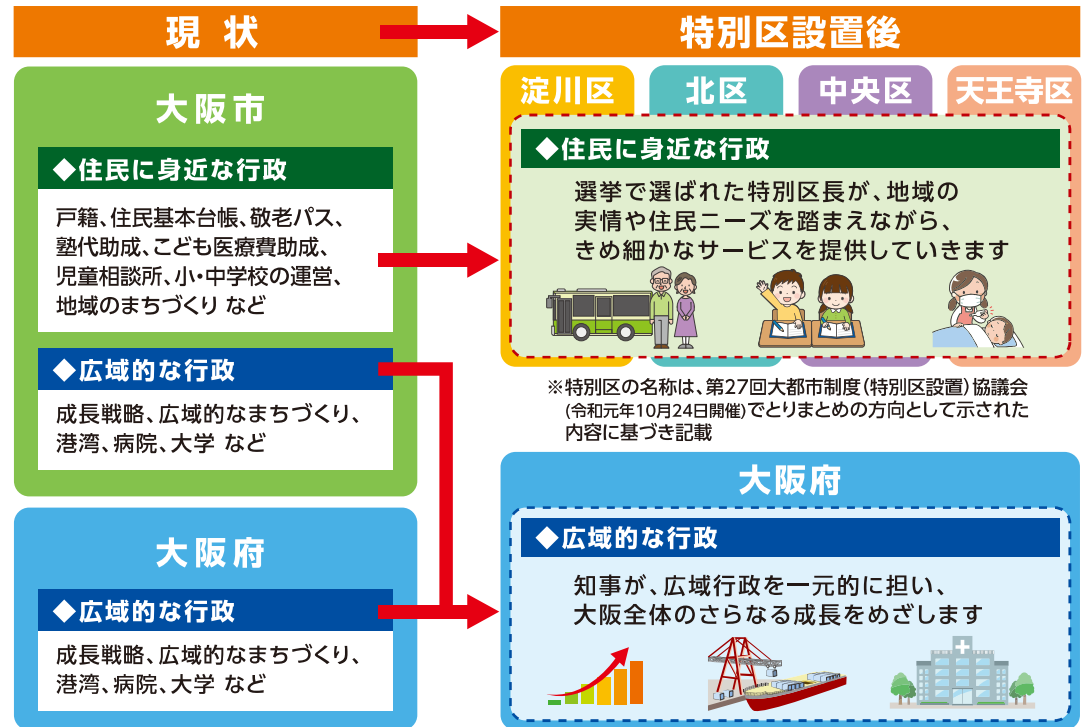


大阪市長 松井一郎

現在の大阪市は、住民に身近な行政と広域的な行政、その両方を担っています。

特別区制度のポイントの一つは、特別区と大阪府の**役割分担を徹底**することです。

特別区を設置する際には、役割分担に応じて財源を配分し、大阪市が実施してきた**特色あるサービス**(敬老パス、塾代助成、こども医療費助成など)を含め、**住民サービスは維持**することとしています。



- ◆特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。
- ◆議会や大都市制度(特別区設置)協議会などで議論中であり、確定したものではありません。

問い合わせ▶副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 FAX 6202-9355

大阪市・特別区 検索